

川崎北税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒213-8503 高津区久本 2-4-3 Tel 044(852)3221(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax!



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
1月24日(火) ～ 1月27日(金)	宮前区役所4階	宮前区宮前平2-20-5	午前9時から 午後3時30分まで
1月31日(火) ～ 2月3日(金)	中原区役所5階	中原区小杉町3-245	1/27と2/3は税理士会独自事業 確定申告無料相談です。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、川崎北税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和5年1月6日(金)から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。なお、電話での受付は行って
おりませんので、ご注意ください。
- オンラインによる「事前申込サイト」についてのお問い合わせ先は、
【050-3196-3904】(受付時間:平日午前10時～午後4時※正午から午後1時を除く。)
へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンライン
による事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 申告用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。
- ご来場の際は、前年の確定申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。

事前申込サイト



[https://coubic.com/
tochi109/booking_pages](https://coubic.com/tochi109/booking_pages)

【裏面もご覧ください】

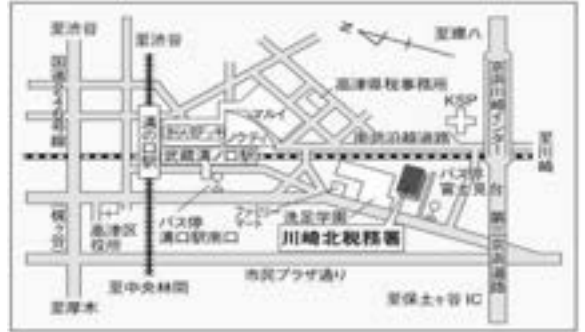
申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(木) ～ 3月15日(水) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	川崎北税務署	高津区 久本2-4-3	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注)ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

【案内図】



- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- **還付申告をされる方は、上記開設期間(2月16日)の前でも相談を受け付けております。**
- 確定申告期間中は、当署の駐車場は大変な混雑が予想されますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度
特設サイト

